

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～労災かくしの疑い～

刈谷労働基準監督署（署長：相部明浩）は、令和8年2月5日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部に書類送検した。

記

1 被疑者

株式会社安城貿易ほか1名

（所在地：愛知県安城市高棚町 事業内容：金属スクラップの卸売業）

2 被疑条文

労働安全衛生法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

労働安全衛生法第120条第5号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年9月12日、静岡県浜松市浜名区三ヶ日町地内にある株式会社安城貿易三ヶ日工場において、被疑者の雇用する男性労働者（被災時42歳）に溶接作業を行わせていたところ、油圧ブレーカーのカバーが右足にあたり、右膝蓋骨開放骨折により休業約5か月を要する傷害が発生した。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が労働災害により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと規定されていたが、被疑者は、上記災害により、労働者が4日以上休業したにもかかわらず、遅滞なく、刈谷労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかった疑いがあるもの。

5 参考事項

事業者が労災事故を隠すために、労働基準監督署長に対し、労働安全衛生法に定める報告を、①故意に提出しないこと、②虚偽の内容を記載して提出することを一般に「労災かくし」と呼んでいる。

6 関係法条文

労働安全衛生法

(報告等)

第 100 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 (以下略)

(罰則)

第 120 条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(第一号乃至第四号 略)

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
(第六号略)

(両罰規定)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(労働者死傷病報告)

※改正前の規定

第 97 条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第 23 号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(第 2 項 略)

※令和 7 年 1 月 1 日改正

第 97 条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害

- 等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号)
- 二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
 - 三 常時使用する労働者の数
 - 四 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
 - 五 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
 - 六 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称
 - 七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号
 - 八 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位
 - 九 休業見込期間又は死亡日時
 - 十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
 - 十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
 - 十二 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名
- 2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電子情報処理組織を使用して、同項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。